



支給の流れ

01 電源選び



- ・ 購入したい商品を選び、販売店（ECサイトを含む）で、見積書の作成を依頼します。
- ・ **代理受領を希望される場合は、本市への事業者の登録が必要です。代理受領の対応が可能か必ず事前に販売店にご確認ください。**
- ・ 商品の選定にあたっては、本市ホームページ記載の機器要件を十分にご確認ください。
- ・ 用品の維持経費（ガソリン等）は対象外です。



必ず購入前に
申請ください！

02 申請



- ・ 次の書類を、大阪市役所福祉局障がい支援課（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）へ提出します。

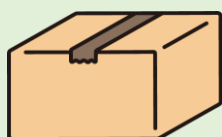
- ① 「支給申請書」
- ② 「特定医療費（指定難病）受給者証（※）」の写し
「小児慢性特定疾病医療受給者証（※）」の写し
「医師の証明・意見書」
- ③ 「課税証明書」もしくは「同意書」
- ④ 「見積書」（任意様式）
- ⑤ 「カタログ」の写し

いずれか

（※）人工呼吸器等装着者に該当している方のみ支給対象



03 支払



【代理受領の場合】

- ・ 大阪市から届いた支給券を販売店で提示のうえ、販売店へ自己負担額を支払います。
- ・ 購入費用と自己負担額の差額は、大阪市から販売店へ直接支払います。

【償還払いの場合】

- ・ 販売店で購入費用の全額を支払います。
- ・ 支払い後、請求書、支給券、領収証を大阪市に提出のうえ、大阪市よりご本人へ購入費用と自己負担額の差額を支払います。